

法曹関係者必見! 「要件事実」を視覚的に捉える図解版が新登場!!

図解要件事実

Legal seminar



大江 忠 著

民法総則・物権

B5判・324頁 定価3,360円(本体3,200円)

債 権

B5判・340頁 定価3,990円(本体3,800円)

親族・相続

B5判・250頁 定価2,940円(本体2,800円)

第一法規の『要件事実』に、
図解版が登場!

民法の条文を理解し、要件事実を考える
てがかりとなる待望のサブテキストです。
条文ごとの典型的事案を簡潔に図示し、
攻撃防御の構造をブロック・ダイアグラムで
提示することで、法律問題を処理するた
めに必要な理論的基盤である「要件事実」の
習得をサポートします。

本書のポイント

- 民法の条文ごとに典型的な事案をピックアップ!
- 民事裁判の攻撃防御を簡潔にブロック・ダイアグラム表示!

ご利用場面

- 法科大学院など民事法教育の場におけるテキストとして
- 既に要件事実論を学んでいる方には、補完的教材として
- 法律に携わる全ての方の、民法条文への理解を助ける補助教材として



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560
<http://www.daiichihoki.co.jp>

Tel. 0120-203-694
Fax. 0120-302-640

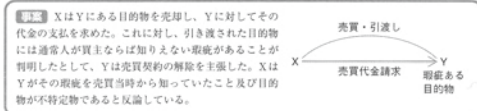
内容見本〈縮小〉

3版・2巻・3部・2次稿

第570条・571条

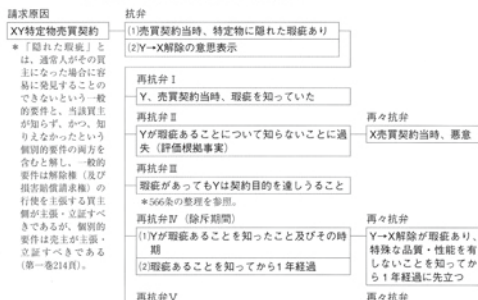
570条（売主の瑕疵担保責任）

売買の目的物に隠れた瑕疵があったときは、第566条の規定を準用する。ただし、強制競売の場合は、この限りでない。



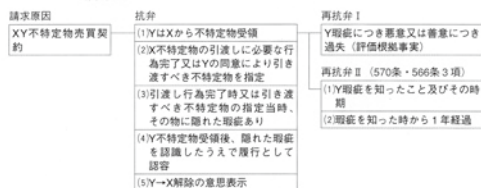
【訴訟物】 売買契約に基づく売買代金請求権

※570条の法的性質については、債務不履行責任説、法定責任説を対照として見解が分かれる。法定責任説は瑕疵担保責任を特定物の原始的不能の場合における売主が取得する信頼利益の賠償請求権であると解するが、判例は、不特定物の場合には、「履行遅滞事情」が認められる場合に限り瑕疵担保責任の規定の適用を認める。



【訴訟物】 売買契約に基づく売買代金請求権

※抗弁Ⅳの「履行遅滞事情」の要件は、最判昭和36年12月15日民集15, 11, 2832【百選Ⅱ53】による。同判決は、「不特定物を給付の目的物とする債権において給付せられたものに隠れた瑕疵があった場合には、債権者が一旦これを受領したからといって、それ以後は債権者が右の瑕疵を発見し、既になされた給付が債務の本旨に従わぬ不完全なものであると主張して改めて債務の本旨に従う完全な給付を請求できなくなるわけのものではない。債権者が瑕疵の存在を認識した上でこれを履行して認許し債務者に對しいわゆる瑕疵担保責任を問うなどの事情が存すれば特別。然らざる限り、債権者は受領後にもなお、取替ないし追完の方法による完全な給付の請求をなす権利を有し、従ってまた、その不完全な給付が債務者の責めに帰すべき事由に基づくときは、債務不履行の一場合として、損害賠償請求権および契約解除権をも有する」と判示する。要するに、本判決は、不特定物売買においても、瑕疵あるものを受領し、かつ、瑕疵の存在を認識したうえでこれを履行して認許した事実（いわゆる「履行遅滞事情」）があれば、瑕疵担保規定の適用が可能であるが、その事実が存在しない限り、債務不履行責任が存する。



関連書籍のご案内

- 第3版 要件事実民法** 民法の全ての条文について、「要件事実」をわかりやすく解説
- ゼミナール要件事実** 法科大学院の教材および実務家の実践マニュアルとして、「要件事実」を演習形式で解説
- ゼミナール要件事実2** 新司法試験の論文式問題を視野におき、演習形式で「要件事実」を解説
- 第2版 要件事実商法** 商法の全ての条文について、「要件事実」をわかりやすく解説

ホームページからのお申し込みは
＜クレジットカードでもお支払いいただけます＞



<http://www.daiichihoki.co.jp>